

市民協働条例調査特別委員会

(平成24年4月24日)

## ○ 杉浦 貴委員長

それでは、10時となりましたので、市民協働条例調査特別委員会を始めたいと思います。

きょうはお手元に、事項書とそれから市民協働条例の骨格ということで、(案)というものが2枚お手元に配付されておるとおもいます。物すごいラフな骨格なんですけれども、前回の議論の中で正副委員長から条例の骨格を一遍提示せえということがございまして、正副委員長で相談をいたしまして、行政のほうも加わってもらっていろんな形で、少なくとも骨格を示さないと方向性も出てこないということで作らせていただきました。

このお手元にある、骨格のポイントというのは、いわゆる後半の下の四つですね。ちょっと見ていただきたいと思いますが、骨格の市民活動団体の登録制度と、それから活動拠点と、それから財政的支援、基金の問題、それと、市民活動推進委員会。いわゆる評価するのか、いろんな意味合いでつくるわけなんですけれども、そういう委員会。これにいわゆる目的やらそれから定義やらそういうものがくっついてきて、それで、あと、市のほうがどれぐらい一緒になってやっていくかというようなことがくっついてきて一つの形になるのかなというふうに思っております。

どこから入っていただいても結構なんですけど、きょうのところ、ざっくりとして、この骨格でいいかどうかと、そういう話をまとめたなというふうに目算としては思っておりますので、この骨格みたいなもので、前回、前々回の濃い議論の中身がカバーできるような形になるのかどうか。個々の中身はまた当たっていくとして、その辺を含めて議論をいただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

きょうはお一人傍聴で入っておられますので、よろしくお願ひします。

そしたら、部長、ちょっとあいさつだけしていただきましようか。

## ○ 佐野市民文化部長

おはようございます。いつもいろいろお世話になりまして、ありがとうございます。

市民文化部としましては、この市民協働を進めるというのが一番の今課題というふうに認識をしております。やはりこれから少子高齢化の時代をどんどん進んでいく中で、市民の皆さんがそれこそみずから自分の地域をつくっていただくような取り組みに臨んでいただかないことには、いわゆる私ども四日市市役所だけでは四日市市のこれからのまちづ

くりというのはあり得ないというのが、もうこれは市職員すべての共通の認識ではないかというふうに考えております。1日も早く市民協働の条例等、いわゆる条件整備が整って市民協働が進みますように精いっぱい努力をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

それと、もう一つ、この骨格をつくる時に参考にした市がありまして、福岡市とそれから岡崎市。この二つの中身を参考にしながらつくっていった。もともとの、去年やりましたうちの案もありますので、それも含めて参考にしてやりましたということでございます。

では、よろしくお願いをいたしたいと思います。挙手してご意見をどうぞ言っていただきたいと思います。

○ 豊田政典委員

委員長にお尋ねするんですけど、骨格ということで出してもらったやつをもともとの原案と比べてみるとほぼそのままなんですけど、原案というのはほぼ同じかなと。原案があっ  
ていろんな議論をしてきた、この委員会で何度か。前回まで、この条例というか、条例に基づく支援制度をどんな形にするかというのを議論していましたよね。ある程度の合意ができてきたと思うんですけども、それを改めてまとめてもらいたかったというのが僕の思いだったんです。出してもらったのは随分違うんですけど、それはさておき、今思われている、ある程度合意できたこの新しい条例に基づく支援制度のイメージをちょっと語ってもらえませんか、ざくっと。

○ 杉浦 貴委員長

人それぞれいろいろお考えがあって、豊田さんのいわゆる委託形式でもいいんじゃないか。片や、思いが大事だというような形で考えて、そこら辺は余り、あやふやな考え方もあるんですけども、僕の場合は、基本的に自治会とNPOと一つに同じ基準でというわけにはいかんかもわからんけれども、別々に条例をつくるということはやめようと思っています。一つの条例の中に書き込むような形でつukれないか。

ぶっちゃけ話で話していきますけど、やっぱりお金の出どころというのは、自治会は自分のお金も持っている、会費を取ってやっているわけなので、その活動とそれからNPOとは基本的に違う部分があるので、どうしても一つの条文の中でやろうと思うと、自治会に対する対応とNPOに対する対応をきちっと一つの条文の中で分けておかなあかんと。それが一つ。

そのために参考にしたのが福岡市であり、岡崎市であると。彼らはこれを分けてやっている。あとは、どういう対応をするか。両方とも納得する。人から話を聞いて、自治会にはこうやってやっているんだって、片方、自治会の人から聞いて、NPOはこうやってやっているんだってというのを聞いて、それぐらいだったら仕方ないわなという程度の対応を実現しないとうまくいかないということになるので、そうしたら、一番きちっとしているのは、福岡市はきちっとしていました、やっぱり。詳しく調べてみたら。素晴らしいと思いますけど、できない、四日市市で今は。

基本的にここから豊田さんの話とは全然違ってくるんやけど、基本的に今あるベースプラスアルファがないと前へ進まない。今よりは支出するものを減らしてどうこうしているということでは多分前へ進まないと思う。それは1%条項とかそういうのは金額の問題で何も、ふえるか減るかわからないので、1%にしたらかえって減ったかもわからないというような話にもなるので調べていかないとわからないと思いますけど、そうすると、自治会には今ある仕事を手弁当でやっている部分についてきちっと出してきて、こういうものがありますよ、事業がありますよということをして、それに、幾らかわからんけれども、計算基礎をつくって提示する。片や、NPOのほうは今まで何も法的な、条例でうたっているわけでもないし、そうすると、そこで拠点と財政の支援の約束と、それと、いわゆる切り出しみたいなことが行われるので、活動の動きというのがそこで担保されるような形になるので、そこでどちらにもプラスアルファが出てくるんじゃないかと。

ただし、そのときに、物すごく難しいんやけれども、換算するときのNPOに出すお金の基準、それと、自治会に出すときの基準というのはある程度同じじゃないといけないと。自治会がやるお祭りやNPOさんがやるお祭りや、同じ規模のところに対して市が出していくものは、自治会さんには自主財源があるで。自主財源の部分を除いてはよく似たベースで出ていっているというような、公平性みたいなものを担保しなきゃいかんし、そこら辺をするためにどうしても、きのう、この間の意見でいろいろありましたけれども、それをしようと思うと、やっぱり登録制度やら活動拠点やら、それから、お金の話や委員会、

活動を担保するような委員会みたいなものをつくって、この間の、前回、前々回のところの細かいところへ入っていかなあかんというふうに大枠の話ですということ、この条例の骨格というのをまず出させてもらったと。

もう少し細かく、市民活動の話やら行政のスリム化やらいろいろ意見が出ましたけど、行政の肥大化も出たし。本当はそういうのをまとめてするのが豊田委員の希望だったかもわからんですけど、その骨格が決まらんと、確かに目的やら、そういうことをやっても、現実的にその二つの活動を前へ押し進めようとするのであれば、どこかで着手していないとうまくいかない、ということなんです。

#### ○ 豊田政典委員

ありがとうございます。

今のお話は、自治会とNPO両方を網羅するんだけど、二本立てなので扱いが少し違うみたいなことなのかな。

#### ○ 杉浦 貴委員長

できるだけ近いものにするけれどもという。

#### ○ 豊田政典委員

ただ、自治会の既存の依頼事業がたくさんあって、あいまいな形で事務委託料しかないもので、それを整理するという話は僕個人的には賛成ですけど、ここで余り話をされていなかったような気がするんですよ、その部分は。議論としてはきちんと煮詰まっていないと思うのが一つ。

それから、ずっと話をしてきた、むしろNPOをイメージしながら自治会をどうするかという話。前回まで何をしたら支援が出るんだみたいなところをずっとやっていましたやんか、どこまでを。また、募集の仕方とか認定の仕方、どういったものを。その辺が前回までのメインテーマだったと思うんですけども、そこが今の話でもはっきりわからない。両論あると言われたとおり、まだ合意はできていないかもしれないし……。

#### ○ 杉浦 貴委員長

全くできていないと思う。僕は、小林委員が言われたみたいに、やっぱり早くつくと

いうのは僕も大賛成なわけ。早くつくる。本当にごちゃごちゃしておったら、今、動いているあれとおかしなことになってしまう。

僕ばかりしゃべるとあかんのやけど、福岡市のやつを調べてみると、よくできているわけ、やっぱり。どこがよくできておるか、僕、感心したのは、あそこの中では自治会というのは余り書いていないわけ。それで、自治会のほうは別の制度があって、その別の制度に基づいて登録されておるわけ、市のほうに。登録制度みたいなものがあるって、自治会の協議会を登録して、それで、その下にいろんな活動をちゃんとみんな網羅をして、お金も全部引っ張ってきて、幾らの財政規模になるかというのを全部はかった上で条例をついているわけ。それで、条例の中にはNPOのことしかほとんど書いていない。定義のところには自治会が出てくるだけで、委員会の中身とかそういうのは、NPOとかボランティアのための委員会活動の、主はNPO、ボランティアのためのもの。それで、登録もしているんだけど、ちゃんと中で整合性を持って、片や、自治会を登録して、中身もきちっとわかるように事業単位で把握するようにして、片や、NPOはやっぱりこれも登録をして、委員会で判定をして、提案もできるようにしてやっている。だから、同じような形になっている。それが条例からは全く読み取れない。中身を知らないとわからない。だから、確かにいい議論をしておるんやけれども、じゃ、本当に今の自治会をどうするつもりなんやと。どうするんやと、一体。お金を渡せばええというものではないので。でも、絶対手弁当でやっておるのは間違いがないので、当然お支払いというか、一緒に活動するんやから、当然今以上にお渡しするものがあるって僕は当然やと思うし、NPOのほうはNPOのほうで頑張っているところもある。おかしなところもあるけど。そのところをうまく区別するための委員会なり何かをつくった上で前へ進んでいくようなスタイルのものをベースに置いた上でこの間みたいな話をやっていかなあかんのではないかなと。

それは去年から、考え方としては、全部を登録して、それを全部委員会にかけるというような案だったけれども、ベースとしては同じ考え方で、上がってくるものを別途にして、今、僕が考えておるのは、別途にして、委員会のほうはNPOか何かでNPOのほうを判定して、自治会のほうは行政が透明の形でやっていくと。組成が違うので。勝手に命令もできないし。

## ○ 豊田政典委員

少しわかってきたんですけど、市民協働ということを改めて考えたときに、自治会がや

ってくれていることも当然市民協働の重要な一部ですよ。それがうまく整理されていないので、そこをこの際というのは変ですけど、僕の認識では余り議論されていなかったけれども、そこも盛り込んで位置づけようと。自治会全体じゃなくて、自治会が依頼であったり委託であったりしてくれているやつをそんな事業を整理して盛り込もうという考えなのかなと思ったんですけど、それは大賛成なんですけど、もうちょっと議論する余地があると思うんですよ。今からするのもわからんですけども。

○ 杉浦 貴委員長

ここを今から入って行っていただく。

○ 豊田政典委員

NPOのほうを随分議論しましたが、自治会に対して議論する必要があるのかなというのを感じた。

ここまでにしておきます、とりあえず。ありがとうございます。

○ 小林博次委員

これを見ていると振り出しに戻った感じがするんやわ。だから、今まで論議したわけやから、一定方向、今までの論議を踏まえた方向の整理を条文化する。そんな感じが出てくるかと思って期待していたんやわ。

○ 杉浦 貴委員長

これは、要は、今、前文と目的をやっていて、定義を決めなあきませんわな。定義以下のところと……。

○ 小林博次委員

前文でどんなことを発想するかということの規定されるとおのずと条例文が出てくるので、だから、一通りやってきたわけやから。絞られていないけど。

例えば、福岡市とか、日本じゅうそうなんやけど、四日市市が市民自治基本条例、市民参加で借金まるけの行政ではだめやから、少しコストを下げながら、お互いが地域の融和を図って活動していく必要があるなということで市民自治基本条例が制定されたと思うん

やわ。そのときにあちこち調べた結果、理念として、考え方を抑えて、大枠を抑えて、あと、具体的に活動しようと思うと、新たに市民活動する人たちをつくっていったり、それを支えてやったり、こんなことが要るなということの実施条例が必要になってくると思うんやわ。

例えば、この前、地震の寄附をいただいたように、ふるさと納税制度であると、大体50万円ぐらいの月収の人なら、ここで調べたら7万円ぐらいは戻ってくるという感じやったと思うんやわね。だから、そういうような金の生み出し方もあるし、それから、金を稼いだからアメリカみたいに寄附してくれるそういう人たちもあるし、それから、行政側から一定の財政援助をするということもあり得ると思うので、そういう金の入り口が条例化されていない。だから、支出が条例化されていないので、そのあたりきちっと基本的に抑えてもらってということがこの実施条例の中で必要になるのではないかと考えて発言しているわけ。だから、さまざまな意見があったから、それを一定方向にまとめてもらうと条例のたたき台ができ上がってくると思うんやけど。でないと、何遍論議しても振り出しに戻ってしまうので、まずいと違うかなと思うんやわ。

## ○ 杉浦 貴委員長

これ、案と書いてあるのは、要は、そういった考え方も含めて、こんな何条と細かく書いてありますけれども、全部なしでいいんじゃないかとか、これはもう委員会は要らんと違うかとか、例えば、お金なんかはもうええやないかと。寄附でやればええやんかというような話もありますから、例えばNPOなんかでもね。1%条例なんかでも寄附だけでええのと違うかというような話もないとも限りませんので、そういったものも全部含めてこれをたたいてもらう、骨格をたたいてもらう。

きのう、前回、前々回でやったものをこの中にどのように入れるかということやと私は思っていますので、特に、例えば、行政のスリム化やったらスリム化と肥大化と両方の考え方が出てきておって、これ、決して両サイドあって、どっちも考え方としてはあるので、それはそのままのことなので何も書かずに空白にしてありますけど、市民活動でもいろいろ新規のものやら既成のものやらいろいろ、スリム化によるものやら規定も出ていましたし、いわゆる条例の中身についてもいろんな意見が出ていましたですけど、そういうのも含めて案となっていますけれども、全部含めた形で議論をしていただきたいと思います。全否定でも構いませんので、もうこれでは話にならんのもう一遍作り直してこいとい



うことであれば、それはそれでまた考えさせてもらいますし。

とにかく、何らかのパーツみたいなもの。前文があって定義があって、市の協力があって、それで、あと、お金の問題やら拠点の問題やら、それから、登録制の問題やら、そういうものがどうするかというのがないとなかなか難しい面もあるということで、ちょっと端折り過ぎたのかもわかりませんが、どっちかというところ、豊田委員がおっしゃってみえる自治会の整理なんかのほうは、確かに前回触れられてはありましたけれども、行政のスリム化ほどは話の中身としては出ていませんので、そのあたり触れていただくか、あとは、NPOのほうの活動内容について見ていただくか、どうでしょうか。

### ○ 芳野正英委員

委員長がお出しいただいた骨格（案）についての部分で、議政研時代の議論というのはちょっとわからないんですけど、この委員会になってからの議論でいいますと、特に、前文案を出したりとか、定義とか、基本理念の部分も非常に濃密に議論をしたのかなと思いますし、そこはまだちょっと、これからの文章の起こし方で変わってくると思うので、当初の7月に出してもらった案からその理念のところ盛り込む部分というのは大分これから変わってくるのかなというところはあるんですけど、前回で、理念条例じゃなくて、実際、実施条例としてどういう方策をしていくかというところの一定の結論が出たと思うので、先ほど委員長が、初めにこの説明をしたときに言ったように、下の四つが一つ示したのかなという形で、私は、これはこういうスタイルでいいんじゃないかなと思うんですね。上の部分の基本理念の部分は、大分、半年かけてじっくり私なんかも勉強させていただいたと思うので、実際、じゃ、そのための市民協働の役割をどういう施策で出していくかという部分でいうと、これは当初から資料にもいただいていたような、基金の創設を本当にどうしていくのかとか、推進体制としての委員会のあり方をどうするかというのをこれから、きょうここで議論ができたらいんじゃないかなというふうには思うんですけども、これを多分、最終的にはまた違った形になると思うんですが、逆に言うと、正副委員長はこの7月に出していただいた施策の部分の思いが強いので、今回こうやって改めて出していただいたのかなというふうに思うので、ここを議論していければいいんじゃないかなというふうに思うんですけども。

### ○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

ざっくばらんに言っていただきたいと思います。

### ○ 笹岡秀太郎委員

ご尽力いただいて提示いただいたことは敬意を表しますが、ざっくばらんな、イメージとしては、もとに戻っちゃったのかなというイメージで私は見せてもらったんですけど、今の説明で理解はしました。

実は、委員長が言われたように、福岡市が非常にいい例で、恐らく、ある意味それを目標として岡崎市を意識したものをつくっていこうというイメージも大体聞かせてはいただいたんですけども、一つは、福岡市はこの制定に向けてもう事前準備ができておったわけやわね。

### ○ 杉浦 貴委員長

5年かかった。

### ○ 笹岡秀太郎委員

でしょう。例えば、NPOやボランティア支援の事業をしっかりと制定の二、三年前からこれも定めておるし、NPOの活動支援基金というのも同じような時期に四、五年前からつくっておると。その後この条例を制定して、そして、その条例を制定したことによって事業をそれぞれが協働して提案していこうよという形。これはもう本当に理想的な形だと私は思っておるんですが、四日市はそうじゃない。残念ながらそうじゃないので、そこでその理念に近い形をどうつくり上げていくかという、やっぱりある程度よいしょという形でやっていかんと四日市の場合は非常に難しいのかなというイメージがあるのね。そうすると、前提とした福岡市の例と四日市は違うというところはしっかりと把握もしていけないといかんけれども、特に今回は自治会、豊田委員が言うように、自治会の中での議論ももう少し深めていかなあかんという部分が出てくるのかなと。

自治会とNPOというのは、当然ながら、活動の拠点といいますか、いわゆる一定区域に住んでいらっしゃる地縁団体をまとめていって活性化していこうという団体と、片や、NPOというのはそういう団体じゃなくて、ある程度の補完をしていくための団体。ただ、そのNPOも、例えば、行政にかなわない独自の活動もしていかななくてはならない部分と

一部協働もしていかなならない部分。それをうまく融和させた上で進めていくための条例でないといかんのかなというイメージで私は今とっておるんですけども、その辺でいうと、もう少し自治会の議論も進めていかなあかん部分だろうし、あと、NPOの団体も地域の独自性があるんだらう。例えば、四日市の独自性もあるんだらうなという思いがするので、その辺もう少し深く掘り下げて、四日市独自の条例、あるいは理念条例にするのか、それはちょっとわかりませんが、ある意味でいうと、その辺でいうと、前提になる福岡の準備段階がない中で条例を進めていこうとすると、やっぱり理念でしっかりくくっておいて、その後、ちょっとスタイルは違うけれども、地縁団体、NPOの団体が行政と市民とともに活動を活性化していくための仕組みづくりの理念をうたっていくというのがいい方向ではないかなという気がするんですよ。

ちょっと取りとめもない意見で申しわけないんですけど、そうすると、今言われた登録制度、あるいは、活動拠点というのが少し私のイメージとは違うかなという意見で言っておきます。

#### ○ 杉浦 貴委員長

ごめんなさい。登録と活動拠点が違うというのは、ちょっと僕、よくわからんのやけど。

#### ○ 笹岡秀太郎委員

だから、前提とすると福岡市みたいないい例があって、この条例をつくるための前提条件をまず行政が整えてきたというまちとそうでないまちが同じ市民協働の流れをつくっていくときに少しスタイルは変えたほうがよりその理念に近い方向に行くのかなというイメージで今持っておるんですけど。違うかもわかりませんが、これは。

#### ○ 杉浦 貴委員長

わかりました。ありがとうございます。

明らかに、福岡市は行政も自治会もNPOも議会も恐らく一体になって動いているような感じですね、5年も6年もかかって。四日市の場合は本当に何もない状態。自治会の中身もわかっていないし、NPOも何かよくわからんと言っているという状態なので、本当に……。ただ委員会だけできていると、ここも委員会だけつくったという状態で、そんなひどくはないんですけど、明らかに後で追いつくための何か仕組みみたいなものをつくら

ないとあかん。

それで、結局、最終的には岡崎市をベースにしてあるのは、やっぱり福岡市と四日市の間ぐらいに岡崎市さんが今一致しておって、一足飛びにそれに追いつくわけではないですけど、その後ろにつくぐらいの感じで、そこから少しずつつくっていくような感じかなという、そんな感じがしますので、おっしゃるとおりかなと。

#### ○ 笹岡秀太郎委員

イメージとしては全く委員長と同じようなイメージを持っておるんですけども、基本的にはやっぱり、行政、市民、それから地縁団体、NPO、その辺の流れがちょっとちぐはぐという言い方が悪いんですけど、独自の路線を持って動いていた。それで当然よかったんですけども、やはりここへ来てそれぞれが、将来のまちづくりにはそれぞれが手を取り合ってまちづくりを進めていくという、大事なポイントを押さえていこうという部分でいうと、やはり委員長の言われるように、さまざまな面を取り寄せてでも四日市はつくっていかんといかんのやろうなという思いはするのでね。

#### ○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

#### ○ 芳野正英委員

実は私もこの市民活動の登録制度が4月の初めに配ってもらったときにも、議政研の資料の中では書いてあって、これは僕もちょっと違和感を感じたんですよ。というのは、市民活動とか自治会側にしてみると、今まで市ともいろいろ協働でやってきた活動ってあると思うんですよ。自治会は自治会で市からもそういう、自治会長さんもいただいておりますし、市民活動でも今、個性あるまちづくり事業で、要は、申請して通れば補助金をもらっておるという状況がありますよね。これがもし本当に市民協働自体がまだまだできていないという状況やとこういうこともわかるんですけど、今まで3年、5年と補助金をもらっておって、またさらに登録せなあかんのかというふうなイメージを持たれるかなと思ったもので、初め違和感を感じたんです。

ただ、後にあるような財政的支援をこれから恒久的に、例えば、個性あるまちづくりだつて限定的な支援ですし、そうではなくて、基金を設置して、市民活動推進委員会がそれ

をチェックしていくときの登録なんだというような形であれば多少の納得はできるのかなというふうに、そういうふうにして市民の皆さんにも理解を求めていくということはあるのかと思うんですけど、制度としては、四日市は割と福岡市みたいな大都会じゃなくて、ある程度職員さんと市民の顔もある程度見えておる中での登録制度というのは、何かちょっと他人行儀的な感じがしたなというのは当初は持っていました。今もどっちかという、ちょっと迷っています。そういう制度自体がなじむのかなじまないのかというのは、これを受ける市民の皆さんがどういう感覚を持つかなというところでいうと、全員がすんなりいく感じではないのかなというところは感じますね。

#### ○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

自治会に関する事とか、いわゆる登録制度と絡んでそうですし、拠点なんかも考え方はいろいろあって、今現在、既にNPOは活動拠点が一つあって、僕が知らただけでほかにもあるのかわからんですけど、民間的にはあるのかもわからんですけど、公的なものの担保がないというだけの話で、別にそれをこんなところでうたわんでも幾らでも活動拠点はつくろうと思ったらつくれるわけなので、個別にやっついこうと思ったら幾らでもできるので、行政との間で話はできるので、そのあたりについてちょっと……。

#### ○ 笹岡秀太郎委員

ちょっと理事者のほうに確認したいのが一つあるんですけど、基本的なことを聞いて。NPOの団体登録か何かをするときに、活動拠点とか何かがしっかり定まっていないと登録ができやんと違うのかなと思うんですけど、それはどうなの。

#### ○ 山下市民生活課長

市民生活課長の山下でございます。

例えば、NPOというか、自治会のほうでも活動拠点といいますか、法人化する時には、自治会長のお宅がなったりとか、集会所がなったりとか、代表者のところの家がある意味拠点といいますか、そういう形での登録というのがされておりますので、その代表者のところが、その代表者が認められて自分のところが活動拠点だよということであれば、登録はできると思います。逆に、そういうのを認めないということになると、どこかの場

所をちゃんと探してこいという話になると、なかなかそっちのほうに認めにくいと思いますので、代表者か、自治会の場合だったら集会所と、そういうような形になると思いますので、登録はできるというふうに考えております。

#### ○ 笹岡秀太郎委員

そうすると、登録は通すための登録であって、実際の活動拠点にも何もなっていないということやな。そこの制度の問題が一つ出てくるわな、そうするとな。実はそういうところに幾つかあるんじゃないかという気がするんやけどね。

#### ○ 杉浦 貴委員長

多分、実際に活動拠点となっているところはたくさんあると思うんですよね。ただ、ここでいう活動拠点というのは、恐らく、例えば、四日市市でNPOの活動拠点と言われている場所が4カ所あります。それとか、この間考えておったのは、例えば、地区市民センター、24カ所。そこは全部あるんやと、そこに。机一つといす1個かわからんけど、そこで例えば何かしようと思ったら、いつでもオーケー、オープンになっていますよというような話とか、例えば学校、あいているところを使わせてもらうとか、何かそういうふうなことも含めて、今、活動している。実際持っているところもあるかわからんけれども、持っていないところもあるかもしれんというようなことから言うと、実際に集まって相談したり何かというようなところは必要かもわからんというのは思いますね。僕の言う活動拠点というのは、そういう活動拠点。だから、本当にたくさん人が集まってきて何かやると、そういうのじゃなくて、いわゆる企画なりお金の話なり、何かきちっと事務的なものも含めた上でのそういうものが要るのではないかな。

今、聞くと、自宅にしておく。僕らがクラブチームをつくるのと一緒ですよ。自分の自宅にしておいて、自分でやっているわけなので、そういうことから言うと、そういうのがどこかにあるということは、別にそんなぜいたくというか、おかしい考え方ではないのではないかなというふうに思いますけどね。だから、どうしても必要だというわけでも、僕自身も本当に必要かと言ったら、それはちょっと調べてみないとわからんかなというのがありますけどね。

#### ○ 豊田政典委員

今のお話というのは、なやプラザがありますよね、市民活動センターという。あそこみ  
たいなイメージかなと思うんですよ。個別のNPOや団体の拠点を整備するのに助成する  
とかいうことじゃなくて、全体の連絡会議というのがあって、その事務局であったり、  
また場所であったり、そんなイメージなんじゃないのかなと思って聞いていたんですけど、  
今まさにどこかがやっていますよね。市のなやプラザですね。それをもうちょっと充実さ  
せるという話。

○ 杉浦 貴委員長

いや、ああいうのが例えば二つ三つあってもいいのではないかというような話とか、も  
っと細かくあってもいいのではないか。考え方の問題なので、あそこだけでいいやないか  
という考え方もあるし、形とするとああいうたぐいのもの。それで、もっと簡単な、僕が  
さっき言ったみたいに、場所を提供しますというようなものもあるのかなと。料金の話と  
か絡んでくるので、活動するときには場所がありませんと。事務的なものじゃなくて、実際  
に活動するときも場所がないというような話で、料金的なものとか申し込み的なものみた  
いなものも含めて、活動する全体のところをやりやすくするというような話で、今もやら  
れているのかもわからんけど、協働条例の中にそれはやっぱりうたわないとあかんのでは  
ないか。それは別に自治会も含んでの話なので。

○ 豊田政典委員

それはわかりましたが、それなら僕は反対です、そのことについては。

○ 杉浦 貴委員長

それは、できれば理由を。

○ 豊田政典委員

後段の部分の、NPOがさまざまな活動をするための拠点について、例えば、地区市民  
センターを借りる際に優遇措置を設けるとか、そういう話ですよ。例えばですよ。

それはまさにお祭りに助成するようなもので、僕は、まだ整理されていないと言われる  
けど、委託が中心だと思っていますから、何でもかんでもということはいき過ぎですけれ  
ども、拠点はただでやってくれというようなことにつながりかねないので、すごく危ない

ところに入っていますよね。

### ○ 杉浦 貴委員長

この条例の仕組みから言うと、それを委員会で何らかの形のいわゆる資格審査、それから案件審査、それと、活動自体を見る。三つあると思うんやけど、資格と案件と活動か。それを委員会が審査するのか、どういう委員会にするのか、役割の問題ですけど、この委員会を含めてそういうところを、今おっしゃったみたいな、仲よしクラブみたいなやつが入り込まないようにとか、お金だけ安くして、とにかく金をくれみたいな人たちを不適格にしようと思うと、委員会、あるいは、審議会みたいなものをつくらんとそこら辺がうまくいかんのと違うかというような感じは……。ただ、具体的にどうやってするかというのは、ちょっと今のところ……。

### ○ 豊田政典委員

それで、もう一個、前段のほうの、今あるような市民活動センターみたいなやつを充実させるという話も、それは、例えば、NPOがあそこをやっていますよね。NPOのネットワークをつくらうとしている。ネットワークをつくらうとするというのが一つ目的だと思うんですけど、それに税金を投入するというのも僕は反対です。なぜかという、それ自体は別に否定するものではないんですけども、あくまでも行政の立場から必要かどうかというのを考えるべきだと思うんですよ。市民協働を活性化させるのと市民団体活動を活性化させるのは別だと思うんですよ。あくまでも協働であって、新しい公共という視点を忘れてはいけないので、極端な言い方をしますが、仲よしクラブがネットワークをつくらうが市には関係ないわけです。極端な言い方をしますよ。そんなものにお金を出す必要はないと思うし、それはやればいいんですけど、楽しいまちになるかわからんですけど、そうじゃなくて、あくまでも行政側から見て、行政という基軸を持った上でどれだけ税を投入して四日市市の運営に役に立つかという視点から見れば、ネットワークというのは勝手にやってくれという思いがありますから、ちょっと乱暴な言い方で説明が不十分かもわかりませんが、必要ないのかなと今の時点では思っています。

### ○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。



## ○ 樋口博己委員

今、豊田委員の、NPOがどうしてもネットワーク、仲よしクラブという話は、そういう発想は私も賛成やと思います。やっぱり、基本的に行政が、市全体の施策として方向性を出すのが行政ですので、その中に賛同するNPOなり何なりの方が市民協働をいただくというのが本来の目的やと思いますので、何かこのNPO同士で仲よくなって一つの方向性をつくると、市全体の行政と違う方向性が出てくると、そこにお金を出すのはちょっとどうなのかなという気はします。

ただ、ちょっと難しいところもあると思うんですけど、NPO同士が単独でそれぞれ行動する、活動をいただくということは、まずスタートラインはそうだと思うんですけど、その中で、何らかの形で横の連携も必要だと思いますので、その仲よしクラブを全面的に否定してしまうとちょっと難しいのかなと。何らかのそういう、NPO同士の交流できるような、連携できるようなスペースとしては必要なのかなという気はしますね。

## ○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

## ○ 芳野正英委員

私も樋口委員とほとんど同じなんですけど、豊田委員がおっしゃるように、協働条例なので、市民活動の全部の活性化までをカバーしていくとなると非常に広範になってしまうと思うので、行政とそういう市民活動のかかわりを規定していく条例なのかなと思うんですけど、その中の拠点の整備というのは、一つは、僕自身の考え方ですけど、今、例えば、自治会とか社協さんも会議をする、NPOもいろいろ会議をしていく中での圧倒的な場所の足りなさというのをよく聞くんですね。例えば、なやプラザもNPOばかりが使っているかという、そうでもなくて、港地区の社協なんかも事務局が入っているので、実は港地区で社協の会議をするのは結構なやプラザを使っている、地域のコミュニティースペースの役割も持っているんですね。

例えば、四郷地区市民センターなんか2万人ぐらい住んでおる住民であそこしかないものですから、よく聞くのは、自治会の会議でも調理室を使ってやったりとか、部屋がとれないもので図書室を使ったりしてやっていますから、例えば、そういう状況に置かれてい

るときに、市民協働する団体の権利として、やっぱり公的施設を使わせてくれという権利を要求することを規定するような形でこの拠点の充実というのを書いたらどうなのかなというふうに僕はイメージしておったんですよね。つまり、そういうふうに余りにも地域が膨らんでいるところであれば第2の集会所をもう一回整備し直すとか、遊休施設をもう一回手入れしてそこを充てるとか、そういう発想に市の考えを持っていくための条例としてはこれは結構意義があるんじゃないかなと、拠点の整備という条項があるんじゃないかなというふうに思います。

#### ○ 豊田政典委員

例えば、自治会であってもいいんですが、集会場の整備補助金とかありますよね。これは否定するものではないんですけど、あくまでもこの条例というのは、僕が言うことは同じことですが、協働条例なので、そこに定義づけるというのは別問題かなと思うんですよ。自治会補助であったりお祭り補助であったりというのは別のところでやってくれと、別の土俵で。ここをごっちゃにしちゃうと、さっきから言っているように、際限なく拡大していってしまう危険性を感じるので、またぼやけてしまうと思うんですよ、この条例の趣旨なり目的というのが。という意味で、僕は反対しているわけです。

#### ○ 笹岡秀太郎委員

私も豊田委員の意見、ちょっと違うかもわからんけれども、この協働条例で、理念としてしっかりうたい込んで、既存の条例を補完していくという意味ではある意味豊田委員に近いところがあるかなという思いがします。

以上です。

#### ○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

#### ○ 樋口博己委員

先ほど芳野委員が、登録制度で少しまだぴんとこないというご意見があったんですけども、豊田委員が心配される場所の部分が、登録制度で選別されるのかなと僕は思っておるんですけども、地縁団体が登録制度を新たに選別されるのかというと、僕はそうい

うものではないと思っていまして、地縁団体は、基本的に登録制度というのは既存の活動をいただいている団体なので、当然自動的に登録されて、NPOさんなんか今まできちっとした実績があるところは、これももちろん自動的に登録されながら、新たに団体を立ち上げる場合であるとか、また、非常に活動実態がどうなのかという団体もあるかと思えますけれども、そういう団体に対してはやはりこういう登録制度の中で少し、市民活動推進委員会で審議したのかどうかわかりませんが、そういったところで少し選別をされて、しっかりとした組織運営がされて、この制定しようとしている協働条例の方向性と合致したような団体が活動をいただいた上での、そういう整理された上でのこの活動拠点の支援というあり方なのかなというふうには理解しているんですけども。

○ 笹岡秀太郎委員

今の意見に確認させてください。

そうすると、地縁団体は強制的に入れるというふうに理解していいんですか。

○ 樋口博己委員

強制的という表現があれかもわかりませんが、地縁団体も当然この基本条例の中には含まれるんだという前提の中で自動的に登録されるんだというような感覚で思っています。

○ 笹岡秀太郎委員

自動的ということは強制的ということですかということを確認しておく。拒否権はないんですねということ。

○ 樋口博己委員

条例の制定の前提として地縁団体も含むという条例を制定したほうがいいと私は思っていますので、自動的に皆さんが登録されるんだと思っています。強制的にとすると、自治会の方向性と違うような条例をつくっておいて、こっちへ来いというようなイメージになってしまうんですけども、そうではないというふうに思っています。

○ 小林博次委員

どの辺を論議しておるのかちょっとよくわからんのやけど、関連させてもらうと、地縁団体だとかNPOだとか区別して、それらも含めて市民活動であるという定義の中で、例えば、ここで登録制度の論議が出ておったんですけれども、例えば、財政支援を受けようとするなら届出してくださいよと。要らないものは別に無理して届けなくてもいいですよというような整理をすればスムーズにいけるんじゃないかというふうに思うんやけど。

## ○ 豊田政典委員

今の意見に半分ぐらい同じなんですけど、樋口委員の言われるやり方、イメージでは、登録制度というところで一定のハードルがあると。それを登録された、認められたNPO団体はお墨つきの団体ですよ。市の公認団体になれるみたいな、僕の勝手な受けとめ方ですけど、があると。それをクリアすればいろんな補助なり拠点の使い勝手が、使いやすいとか優遇措置が受けられる。そういうのじゃないんだよねというのは僕のイメージですけど、芳野委員がちょっと言われたのに近いのかなと思うんですけど、今、小林委員もそうですけど、あくまでも市が協働を進めるための協働センターみたいなやつはあってもいいと思うんです。そこにその協働事業をやろうとする団体が来たりとか、そういう拠点ですよ。そのための登録であったり、手を挙げた、プロポーザルするための登録であったり、そういうのはいいんですけど、そうじゃなくて、お墨つき団体をつくって、なやプラザみたいに僕は余りいいイメージを勝手に持っていないんですけど、すごくほかの団体からすると敷居が高い場所になってしまって、特定の団体がいつもいたり集まっていたり、そうすると、ほかの団体から見たらちょっと蚊帳の外というか、入りにくい。そうなっちゃうようなことがすごく嫌というか、イメージが悪くてね。そうじゃない。あくまでも市の施設であればわからんことはないなと。

## ○ 杉浦 貴委員長

何かほとんど同じことを言っているような感じもしますが、決定的に違うような部分もありますので、ちょっとここで息抜きをしたいと思います。10分までこの時計で休憩いたしたいと思います。

11:00休憩

○ 杉浦 貴委員長

一部お見えになっていない方がおみえになりますが、委員会を再開いたします。

先ほど豊田委員からお話がありましたが、いかがでしょうか。

私、お話を聞いておって、何か非常に近いんだけど、ちょっと違う部分もあって……。

○ 笹岡秀太郎委員

非常に近い。

○ 杉浦 貴委員長

そうそう。非常に近い。非常に近いんだけど、違うところから見ているような感じも、見方が違うだけかなという気もするし、根本的にちょっと違うような気もしますが、いずれにしても、実態としてはいわゆる登録制度じゃないけれども、それに似たものでないといかんし、判定のための。それから、活動拠点というのもきちっとした理由があればそれは使ってもらってもいいと、活動のための。そういうことはそれでよろしいんやな。それをわざわざ制度化して……。例えば、登録制度でも、要は、行政の認知みたいなものとかいうことやったら、別に登録制度をせんでもわかればええだけの話で、そやけど、わからんといかんよねというのは一緒のことですよね。何らかの形で認識してもらわなあかん、行政との間で団体が。そのために登録制を使うか、登録制を使わない違う形をやるかというだけの話。それとか、活動拠点についても、本当に一生懸命やっている活動のところがないといったら、どうぞ、ここを使ってくださいと行政のほうで紹介すると、そういう制度でもええわけやけれども、それを事前から何カ所かして敷き詰めておいて、そこへ言うていってもらって融通し合うとかいうようなことにするかせんかだけの違いというのが大きいのかもわからんやけどね。制度というのは悪用される場合があるので、それが固定化してしまう可能性があるんで、だから、同じようなことを言っているのではないかと思ったんやけど。

○ 川村高司委員

小林委員がいない前で発言するのちょっと心残りの部分があるんですが、お見えにな

ってから発言しようかと思っていたんですけど、そもそも論でという部分で、市民協働の概念は、全員参加というのが私の中での基本概念。全員参加。市民協働イコール全員参加。まず最初の一步としてあるのは、自治会の加入率100%が理想ではないかと。そうするためにはどうしたらいいかと。自治会の加入率は上がっているか下がっているかという、年々下がっている方向で、逆にNPOは新しい組織体として参加者がふえていっているという。

さっきの登録制度という話の中で、各論になってしまうんですけども、NPOのメンバー、スタッフは全員自分の在住の自治会に全員加入のことというような、例えば、そうすることによって、私の中での、片やNPOで活動をするんだけど、自治会には未加入のスタッフがいるというよりは、NPOをやっている人は当然自治会員でもあるというのがあって、そうすると、自治会加入率も上がるし、同じ自治会員としての、その中でチームを組んでこういうことをやりたいとかとなってくると非常に私の中で整理がされていくという。なので、前提条件として、市が税負担するNPOがもしそういう団体をつくるのであれば、そのNPOの組織というのは、自治会加入率100%というような条件づけをすることによって私の中では整理がしやすいという。これは意見です。

## ○ 芳野正英委員

前半の部分、自治会加入100%とか市民協働の全員参加というのは、非常に僕もスタートで一緒だと思うんですよ。

ただ、1点、ちょっと認識が違うなと思うのは、さっきの川村委員の意見で、多分、NPOに参加するような人は意識が高いので、自治会に多く入っておると思うんですよ。僕が初めに言ったみたいに、結構、今回、自治会加入率が下がっているのは、NPOや自治会にも入らない、選挙でも投票に行かない、地域のことに全く関心のない人たちのほうが多いんじゃないかなと僕は認識しているんです。自治会に入るかわりにNPOに入っているという認識の人というのは少ないんじゃないかなというふうには僕は思うので、それが1点。だから、そのスタートの違いはいろんなところで多分川村委員のところはいっぱいあるんだろうなと思うんですけど、それが1点あるんです。

それとちょっと話は違うんですけど、さっきの前の時間に言おうと思っておったんですけど、さっき委員長がおっしゃったように、NPOとかに優先的に施設を使わすという話は、僕も豊田委員と同じで、そういう流れじゃないのかなと思っているんですね。逆に言

うと、例えば、趣味のサークルとかいろんなサークルを、例えば、地区市民センターなんかでも安いので、なやプラザでもそうなんですけど、使うんですけど、その影響もあって、ちょっと自治会の皆さんが集まるときに、会議室があいていないので、さっきも言ったみたいに、図書室とか調理室を借りて打ち合わせしているという光景はよく見るんですけど、逆に言うと、その登録制度がいいのかどうかは別としても、市民協働をやっていく活動の部分では、むしろそっちのほうを優先するというふうなのは一つの流れなのかなと思うんですけど、ただ、それは余り強調しすぎると、じゃ、趣味のサークルははじいて自治会やNPOの会議ばかりさせるのかという話にもなるもので、この辺どういう線引きをするのがいいのか難しいなと思って見ていたんですけど、そういう活動拠点で優先順位をつけるというよりは、その活動拠点を市としては整備をする方向に、要請をするための基礎条文にこの活動拠点というのはいすべきなのかなというふうには思います。ちょっと全然違う意見を二つ同時に言わせてもらったんですけど、そう思います。

#### ○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

#### ○ 伊藤嗣也委員

川村委員と芳野委員とそう変わらないんですけど、私もNPOをやっていたときに、結局自治会員であって、NPOに入っている人は会費を払っておったわけです。だから、自治会費を払っているのとプラスアルファ会費を払っているというので、非常にメンバーから違和感があるということがやっぱり出ていたんですね。そこで、メンバーのほうの考え方というのは、やはりボランティアというような意味合いが強かったんですよ。ですから、ここで一つ私が気になっているのは、NPOとボランティアとまだまだ市民の中でごっちゃになっている人がいらっしゃると思うんですわ。ですから、ちょっとそこも交通整理していく必要がある。

私の市民協働のとらえ方なんですけど、やっぱり地域力をつけていくということを自分では思っておるんですよ。それにはやっぱり自治会のきちっと、今、加入率の問題もあって、川村委員おっしゃったように、それもきちっとしていかないか途中でNPOとしての役割、それからボランティア、多様な主体がかかわって地域力をつけていくことによって行政からの委託ということも実ってくるのかなと思ひまして、ちょっとそういうとらえ方

をしておるんですけれども、何か皆さん、アドバイスでもご意見ありましたら。

#### ○ 豊田政典委員

僕は、今のお話の、川村委員の話も、実は会派でも話をしていて、中村委員なんかも結構近いことを言われるんですけど、よく理解できないのが、特にさっきのでいけば、自治会に加入すれば市民協働だということですよ。その意味合いがよくわからない。自治会は常にいろんな場面で事業において協働してくれているのはわかるけど、加入イコールというか、自治会イコール市民協働ということがすっきりしないんですよ。自治会の本質はあくまでも自治の機関なので、附属的に協働は、極端なことを言いますが、自治会は自分たちのことをやれと、市役所は頼るなという主義ですから、そのところがよくわからないので、ちょっと説明してほしいな。どなたでもいいんですけど。

#### ○ 芳野正英委員

多分、例えば、自治会もいろんな顔があって、自治組織としての顔と、行政の下働きなのか協働なのかは別として、行政の一翼を担う部分もあると思うんですね。確かに一般の自治会に加入した人が行政のかかわりまで実際やっておるかという、そうではないと思うんですね。確かに、自治会長や組長さんクラスだとある程度市の協働部分に協力せなあかん部分があるかもしれないですけど、だけど、僕、川村委員が言っている100%だという発想というか、最終目標を共有せなあかんと思うのは、とにかくそこにまず入ってもらう。今、無関心な人が多いので、とにかく自治会に入ってもらう。その人らが100%の力を出さないにしても、まずその自治会に入ることが市民協働の前提条件だというところの川村委員の発想というのは僕は共感はするんです。だから、余りそれを強調し過ぎると確かに、豊田委員がおっしゃるように、自治会に入りさえすれば私は市民協働をやっているんだというふうに、それはまた別の勘違いになるかもしれないですけど、まずそこがスタートラインというか、市民としてのスタートラインというのが、自治会というのがあるんじゃないかなというふうに思うんですけどね。

#### ○ 豊田政典委員

まだわからないんですけど、つまり、前提条件というところがよくわからないのは、自治会に入るとは大事なような気もするんですけど、一般的に今の自治会は全然だめだと



と思いますが、それはさておき、自治会に入るということは、自分たちのまちづくりに参加しようと、いろんな地区で。それは行政も進めていかなければいけない課題だと思うんですが、ただ、それと自治会というのは市民協働をする団体なんだということとは別なんですよね。だから、加入者が自治会、まちづくり、地区づくりには参加しようという意識に変わって、入っていない人が入っていく。これはいいことだと思いますが、こんなの協働しようという話と違うやないかということですよ。何で市役所の手伝いせなあかんのやというところは全く違う話と違うかなと思ってね。100%会員は結構ですよ。だけど、それと自分たちも市の一翼を担うんだという話は違うのと違うかなと思うけど。

## ○ 芳野正英委員

僕はいろんな自治体に住んだのであれなんですけど、例えば、家の前のどぶ川とかが汚くなっておるとか、街路樹の下にちょっと緑地帯がありますよね、そこが草ぼうぼうになっておるとかというのは、都内とかだと、区の職員なのか都の職員なのかわからないんですけど、結構掃除していってくれるんですよ。要は、それは行政のサービスだという考え方もあるんですけど、四日市は基本的に、例えば、じゃ、どぶ掃除ぐらいは住民でやりましょうとか、自治会とか社協がそういう緑化活動みたいなので花を植えたり草を刈ったりするというのをやっていますよね。僕、これも一つの市民協働やと思うんですよ。要は、行政からお金は出ていないんですけど、行政サービスともとらえられるようなことを市民だからやっている。四日市市は、四日市の自治会は割とそういうところは当たり前に行っている部分もあるので、僕、豊田委員がおっしゃるみたいに、今の自治会はだめだとおっしゃるところまではいかないんですね。よそから見ると、結構そうやって自分らで自主的に、それは全町民が参加しているとは言えないですけど、参加してきている部分があるので、それは自治会に入っていくことでそういうところにも参加をするという意味でいうと、僕は自治会に入ってもらうインセンティブというのはあると思うんですよ。自治会に入ってもらって、町民の義務としてそういう町内の一斉清掃に出て行きましょうみたいなのは、僕は若い世代に特にそれはやっていってほしいなというふうな思いがあるので、その姿が僕は市民協働やと思うんですけど、そういうのを見ておるもんで、市民協働の一つの形をそこに、自治会の姿に描いているんですけどね。それになるべく多くの人に出てきてもらうという、100%出てきてもらいたいというのは僕も感じる場所なんですけど。

○ 山口智也委員

ちょっと関連になるかわからないんですけども、うまく伝えられないかもわからないんですけども、阪神・淡路大震災のときに自治組織がしっかりした地域というのはうまく連携がとれて、助かる命も多かったというのを聞いたことがあるんですけども、そういう意味で、豊田委員が言われるように、それぞれの地域が自治なんですけれども、例えば、そこだけの地域が助かってこちらの地域だけがだめだったといたら、これはだめなわけですよ。だから、市の施策として、例えば、市全体の命を守るとか支え合いの社会をつくっていくと、そういう施策、方向性があったときに、それぞれの地域で活動していること、防災であったりとか、そういうことも市民協働になるんじゃないかなと思うんです。ちょっと言っていることがわからないかもわからないですけども、とにかく地域組織をしっかり固めていくためには全体に広げていく必要もあるし、それが市民協働の一つの形になるんじゃないかなと思うんです。

もう一つあるんですけど、委員長が骨格で一番下の四つ項目を書いていたんですけども、この四つの項目というのは、市の施策における、豊田委員が言われたように、市民協働も参画する場合に限ってということで、僕もそれはそうだと思います。何もかもすべての、仲よし組織まですべて含めて財政支援というわけにはいかないの、やっぱり市民協働に参画する場合に限ってというところにくくっていかなあかんのかなと思いますし、登録をしてチェックを受けて、そして、拠点の優遇も受けて財政の支援も受けていくと、こういうシステムの流れという部分でこの市民協働の形というふうに僕は理解しました。

以上です。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

○ 山口智也委員

済みません、まとまっていなくて。

○ 杉浦 貴委員長

質問してもよろしい、山口委員。

さっきの協働のやつで、そうかなと思うんやけど、協働というのは市の運営すべてにかかっておると。防災とか、そういう命にかかわるような、結構重要なところに協働の活動というのが、これやとはなかなか言いづらいかわからんですけど、いろいろ意識の問題とか、そんなのも含めて絡んでいるのではないかというようなことですかね。

○ 山口智也委員

共通認識の部分でのことだと思っています。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

○ 伊藤嗣也委員

当初から豊田委員のほうから、きょうは自治会のほうの話ということで、今ちょうどそちらのほうにいておるのかなと思っておるんですけど、一つの例で、私も自治会の加入率を上げなあかんと思ったのは、ある地域で公園の草刈りなんかを年間二、三回やっておるわけですね。その一市民がそのことで市役所へ行きました。だけど、自治会長を通してきてくださいということで、門前払いが二、三回続いたと。結局その人は自治会長になったんです。ならざるを得ないということで。ですから、現状の四日市市の中で、役所が一市民に対して、市民協働条例といいながら、市民ではなく団体というとらえ方しかできていない現状があるので、そこをどうしていくのかということが私は一つ危惧しておるところです。

○ 杉浦 貴委員長

いわゆる市民と団体しか見ていないのと違うかという。

ちょっと何か意味もなくおかしいことを言うかわかりませんが、公園の草刈りなんかはよく自治会に、何かボランティア団体があって、大半のところはそこが草を、お年寄りが草を刈ってくれていて、公園をきれいにする何やら会というようなものが市の中にたくさんあって、それが年寄りになってきたもんでもうできへんと。できないので市にお返ししてくるというか、草刈りもできませんと。市もそれでいいですって言うんやけれども、ほったらかしになるわけ。何でかというとお金がないから。予定していないので。それ

で、そこで、その公園をNPOがお金をいただいて、例えば、どこどこ地区の公園10個あるやつを全部やりますとか言ったときに、それじゃ、市はお願いしますと言って、民間に頼むより安いよねみたいにしてお金が出ていくわけですね、やろうとすると。そうすると、自治会長はもともとそれをボランティアでやっていたわけやけど、僕はもともとの形が市がけしからんと思うというか、本来お支払いすべきものを、ボランティアでよろしいやんかといってほっかぶりして、そのままずっと何年もしてきているような感じで僕は思っているわけ。だから、そういうことは、草刈りなんかやったらNPOと自治会ともろにぶつかるといふか、場合によってはバッティングする可能性があるんやけど、そういうときに草刈りの単価は幾らで、これはNPOに頼もうが自治会に頼もうが一緒の単価で図るというようなものがあって、それで、この条例があったとすると、自治会がやっている活動、自治会単独のやつもあるやろうけれども、それがどれぐらいの市民活動としての、協働としての価値があるかと。その価値に対して幾らか払うと。NPOの活動の価値に対して市が払うと。それで、同じような活動であれば、今言ったみたいな公園の掃除と一緒になるというような、そういうものも意識しながら、自治会部分のところでパイをふやす。パイをふやすっておかしいけど、やっぱり支払いは僕はふえて当然だと思うので、そういうことで、手弁当の部分をキャッシュに変えて、それで、NPOはNPOで、きちっと団体もペケするものはペケしながらいい活動へやっていくと、そういうような方向にするためにどういう条例をつくったらええのかというような感じで思っておるんですけどね。ちょっとおかしいことやったかな。

## ○ 中村久雄委員

今、議論の中で本当に何かわけがわからなくなってきたんですけど、公園の草刈りをやらなくなった。それを市が面倒を見るよという話は全然僕は知らないんですけど、いずれにしても、大事なのは、やっぱり基本的に自分たちのまちは自分たちで住みやすくするんだという基本理念が底辺に、これは全員が、市民が、国民が持っていかなあかんということですね。その市民協働という言葉が、だから、広義の市民協働。だから、今、自治会がやっている、川村委員がおっしゃった、これは前提条件として、NPOやいろんな市民協働活動をしたいという方は自治会員でありなさいよということが、これは広義の市民協働、みんなおのおの自分の役割を担っているんやという部分で、豊田委員のおっしゃる、自治会員でやったらすぐ市民協働なのかといたら、やっていないと思いますけれども、公園

の掃除なんかの例をとっても、例えば、町で今月は何番組が掃除しなさいよとか、順番にいくわけですね。それで、組長なんかは順番に当たってくるわけですね。だから、やっていないときもあるし、やるときもあると。その中で自治会費を納めているということで、やっぱりそれは参加しているわけですから、それは広義と狭義というふうな言い方がええのかどうか分かりませんが、やっぱり市民協働の一部やと。これはもう底辺があって、それで、その上でなおかつ行政ができない。いろんな多様な社会になってきて、背中のかゆいところに手が届くような、今、これはうちの地区ではとか、うちの市ではこういうのが大事だ。それは市全体のやつもあるやろうし、地区の特性のやつもあるやろうし、また、その町の特性のやつもあるかわからん。だから、そういうことをちょっと僕たちやりたいよというのが登録できる。だから、基本的にはやりたい人が登録する、ちょっと前向きなことをやりたい人が登録できるという形で、その方の活動がしやすいようにそういうふうな仕組みをつくと。

そこで一番難しいのは、この審査ですわね。審査が難しい。これはちょっと答えが出ていません。というのは、僕、地域マネージャーをやっていますから、個性あるまちづくり支援事業補助金の審査会や、何回も出ておるんですわ。出ておる中で本当にびっくりしたのが水沢。水沢の里山づくり。里山づくりをスライドつきで写真をつけて、おじいちゃん、おばあちゃんたちが、こんなことで苦勞して、竹やぶを切って整備しましたという、みんなご苦勞さまやなと思って見ていました。そのときの審査会の副委員長が増田さんとおっしゃいます。

## ○ 杉浦 貴委員長

メリーゴーランドやね。

## ○ 中村久雄委員

ばっさりですよ。こんなことで子供は来ませんと。これはおじいちゃん、おばあちゃんたちの自己満足の世界ですと。かわいそうで、えらいむちゃくちゃ言うなと思ったけど、実際に本当にそれで、子供たちは本当に、自分たちで石を運んで木を切ったりいろいろ言うが、自分たちの思い出が、ふるさととはよかったな、また戻ってくると。ただ、大人たちが整備した公園で子供たちに遊べよと言っても、家でゲームしていますわ、そんなもの。それは何もふるさとへの望郷につながらないというふうなことで、だから、そういうふう

なことも、審査も、実際に個性あるまちづくり支援事業でこんなことをしたいんやと地区市民センターへ行ったら、館長さんは、それはいいことですよとぽっと印を押して、市に通って、それで、市の審査会でも、これはちょっとと思っても、全額は無理でもこの辺はという話でやっぱりおりてくるものですから、そこをばっさり行けるというのがどこがするのなかなど。議員も多分できやんやろうなという部分があって、そういうふうに分かれば、本当に市がここをやってくださいよと、委託というふうな、豊田委員の発言があったように、ああいうやつから始めていくのが、ごちゃごちゃになるでええのかなという気もしますけれども、だもんで、お願いしたいのは、ごめんなさいね、委員会の進め方までちょっと言いますけれども、前回はどこが、何がみんなで合意できたのかという部分がちょっと、文章化したやつがないと、そういうところを抑えていってほしいなというふうに思います。ちょっと長くしゃべりました。済みません。

#### ○ 川村高司委員

例えば、草刈りという話で、今まではボランティアの方々が無償でやっていただいていた。それがなくなることによって今度は有料化、ある意味。となってくると、行政サービスのすべての有料化条例になってしまうんじゃないかというのがすごく懸念される部分と、ボランティアとか社会貢献、市民協働というのは別に団体でなくても当然、先ほど伊藤委員がおっしゃったみたいに、それは本当に危惧するところで、一個人であっても世の中に対していいことをやっていけばそれはどうなんだという議論にもなるでしょうし、アメリカなんかでは州によって消防も有料化になってしまって、消防車が来た、目の前で、さあ、契約しますか、どうしますかというのが、これは笑うに笑えない行政の民営化の最たるところやと思うんですね。だから、日本の社会でもそういうふうなのがいいのか、それとも古きよき日本の昔の社会というか、玄関を閉めなくても大丈夫というか、そこに回帰するに向けての市民協働条例ならいいなという。

ところが、今、議論しているのは、どうも行政サービスをすべて査定して、有料化して、最低限の負担を市民に求めていこうというふうにもとろうと思ったらとれてしまう部分があるので、そもそも論になってしまう部分が多分にあるのであれなんですけど、ちょっと意見です。

#### ○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

先ほど前回のまとめがというお話がありましたけど、今の川村委員の話で、豊田委員の話ともちょっと絡むんやけど、いわゆる市民活動みたいなものが新規のものと既成のものと、行政のスリム化によるもの。それがあって、その中から市民協働の種が全部その中に詰まっておるといような感じやと、行政のスリム化をするようやけれども、行政の拡大みたいな、肥大化みたいなのもつながるような気もして、そこら辺はどうなんですかね。いわゆる市民協働自体は、市民が市と手を取り合っているいろんな活動をする。市のほうは市のほうで、自分たちができないことについて、例えばNPOと協力をしてやるとか、そういうようなことやと思うんですけど、それは行政のスリム化が大分この間大きく出てきたもんで、僕はちょっと気にはなっておるんですけど、行政のスリム化だけではなくて、市民協働をどうやって、さっき中村委員も言われておったんですけど、どうやって地域力を高めるための活動で市民がその気になってやっていく活動と一緒にしながらスリム化もしてというのが、今、この条例の命題になっておるんですね、今。二つともいこうよという話になっているので、そこら辺でちょっと、スリム化に足が行くと、スリム化によって出てきたものが全部の、いわゆる市民協働の原資みたいな、お金とかいろんな活動のもとになっていて、それ以上でも以下でもなくなってしまうような感じもするので、そこら辺も非常に難しい部分なのかなと。

副委員長、どうですか。まとめてもらって……。

## ○ 加納康樹副委員長

いろいろと細かいところを議論していただいているのでなかなかまとまりにくいんですけど、途中で豊田委員がおっしゃった、自治会の活動の中でちょっと腑に落ちない云々というところの、この市民協働条例は、じゃあ、どういうところを助けるためにあるのかというのを概念的に言うと、川村委員が好きな横文字使いでいくと、トップダウンの業務、上から降ってくるような業務というのは、これは市民協働じゃないと思います。特に自治会のいろいろなものにおいて。だけれども、ボトムアップ的な、中村委員もおっしゃったような、おらのまちをというところで、自分たちがボトムアップ的なことをやろうとして、それに対して行政として何らか施策は、手はかしましうみたいなものというのがこの市民協働条例のあり方なのかなというのが根本的なところであって、自治会の業務の中で、自治会はそうじゃないよねというところはそれで整理ができるのかなと個人的には思っ

いまして、何とかボトムアップ、市民の皆さんがやりたいよということを手助けできるような、でも、別に、だからといって、市民が上までということは私は当然思っていないくて、あくまで行政、市民、事業者もしかり、我々議会もしかりが横並びでちゃんといろんな物事が進められるような形のベースとしてのもの。だけど、これは笹岡委員には大変失礼な話なんですけど、だからといって、理念にとどまってはいけない。何らかの少しの実施条例的な意味合いは出さなきゃならない。そういうところで、きょうあったところでいくと、活動拠点の整備をすることというところだけは何とか条例の中にうたい込んで、じゃ、具体的にいうところはそこから以降で、条例ができた後でいろんな工夫、いろんなことがあると思うのでという整理をしていかないと、詰め過ぎるとできる条例もできなくなるような気がするので、何とかその辺で心合わせをして条例をつくるというところに行きたいなと個人的には思っています。

#### ○ 豊田政典委員

もう少しだけ自治会のところにこだわらせていただきたいと思いますけれども、トップダウンかボトムアップかという話で、皆さん話をしてもらったので理解しつつあったんですけども、福岡市の実情というのは僕は知りませんが、ただ、福岡市ってたしか自治会を行政主導に再編したんですよね。つまり、地域協議会のものにして、民主的にして、そこと契約を結んでいるという話かなと想像するんですけども、だとすれば、今、四日市ではいろんな依頼事業があって、副委員長という言葉でいえば、トップダウンみたいな実態があると。そこに、委員長のイメージというのは、そこがあいまいな形で、一くくりで金もはっきりしていない、根拠もね。そういうのじゃなくて、契約形式にするとかして、整理して、はっきりさせようということかなと思っていたんです。そっちの線に行くのもありかなと考えつつあったところに、副委員長の話だと、違うんだと。トップダウンをはっきりさせる、これが一つの市民協働のあり方なのかなと考えつつあったんです。ボトムアップというのはむしろ、これも協働かもわからんけれども、そこを育てていくか。だから、そこがちょっとわからなくなっちゃってね。

勝手に想像を巡らせていって、トップダウンをどうこうというところからいくと、委員長の福岡市のイメージからいって、はっきりしていないやつをはっきりさせて、金が必要なら金を出すと。これは一つの市民協働であるとして、嫌な自治会はやらない、草刈り。例えば、1人1時間500円だということで契約しますやんか。だけど、うちの自治会は受



けないとなったやつの足らずまいをNPOに公募して、NPOとか市民団体にやるとかというふうにしたらどうかなと勝手に巡らせていたんです。わかります、何を言っておるか。

極端に言えば、自治会の活動に頼るといふか、一緒にやってもらうのが市民協働のベースだという話をいろいろ教えてもらったので、僕もそうかなと思っていくと、今、皆さんの話を聞きながら勝手に展開したのは、自治会との、福岡市は無理だと言わんと、これにしたらどうだと思いはじめたんです、極端に言えば。

○ 杉浦 貴委員長

わかりやすいと思うけどね。できやんと思うけど。

○ 豊田政典委員

これはすごいですわ。とりあえずNPOは置いておいてですな。

○ 杉浦 貴委員長

今の、僕も今、ボトムアップとトップダウンの話というのはすごい鮮烈な感じ。すごい切り口がぱかっと見えたといふか、見方が違うんやなということになるんやけど、同じことを言っておると思うわけ。豊田委員が言っておることと余り変わらないという。スリム化とかそういうものはトップダウンに近い部分やし、ボトムアップの場合はNPOなんかいろいろな提案をしてくるというのが多分、イメージ的にはそうなんやけれども、それを二つとも何も分けることはなくて、自治会のボトムアップのやつもあるだろうし、それから、NPOのトップダウンのやつもあるやろうし、その見方によってそういうふうに分けられるというだけの話で、内容としてはやっぱり、自治会の活動の再評価とNPOの活動の評価といふか、それをきちっとするというようなことに、制度的なものができ上がったらいいのではないかなといふ、ちょっと何か先走ったみたいな話ですけども、そういうのを今、豊田委員の話を聞いて感じましたが。

何かもう空中分解みたいな感じになりましたが、自治会についてどうでしょうかね。ちょっと豊田委員に言っておきたいとか、豊田委員のほうから自治会についてもうちょっと話をしたいとか、もう時間も余りないので、きょうは自治会について、最後、締めで終わらせたいと思うんですけど、自治会についての考え方といふか。

## ○ 豊田政典委員

共通認識かどうかだけ確認しておきたいので、自治会について、今、委員長が言われる話までは同じなんですけど、皆さんがそう思っているのかどうかというか……。

今年度というか、平成23年度の産業生活常任委員会で自治会の話が所管ですから何回かやった中で、産業生活常任委員会では共通かなと思っていましたが、違ったら言って、依頼事業というのはたくさんあると。ここでも出てきたけど、ところが、自治会に対して払われている金というのは、事務委託料という名前の金だけなんですよね、極端に言えば。それは中身がはっきりしていなくて、一様の計算式であって、人口とか広報配布だとかあるんやけど、何かばくっとして、金額も根拠もはっきりしていないし、ずっと前から、昔から金額が変わっていないとか、中身もはっきりしていない。これではあんまりじゃないかというよりも、不健全な関係であろうと。お互いに市は依存し過ぎだし、自治会としては大変だし、役員さんね。そういうのを整理しなきゃいけないところを私は最初から言っているし、委員長も同じ認識かなと思うんですけども、このことの重要性というのを、これはまさに市民協働、トップダウンですね、川村委員の言葉でいうところの。だけれども、一翼を担ってもらっているという意味では、協働の一つの形ではあるよね。この整理というのがすごく喫緊の課題で、必要性をすごく感じているんです。それで言っているんですけど、それは皆さん同じなんですかね。

## ○ 杉浦 貴委員長

そうですね。それは確かにすごい重要な話で、この構成にも、構造のところにも影響しますので、ちょうど豊田さんにうまいこと言っていただいたのでちょっと皆さんにお聞きしますけど、いわゆる自治会の再整理というのかな、再評価というのかな、それはどんな形でやるかというのはあれですけども、今の自治会の活動と行政の関係みたいなものを再整理する、あるいは再認識するというか、再整理するんですかね、そういうことについて、そんなことはしなくてもいいのではないかという方がもしおみえになったらちょっと……。

## ○ 小林博次委員

ここの協働条例の中で、自治会の評価だとかというのは必要がないと思うんやけど、そんなところまで踏み込んでしまうと条例そのものができなくなってしまうと思うので、市

民活動をおやりになっている団体でほかの団体とちょっと違うのは、自治組織でやると。ここところがほかの市民活動団体とは違うところがある。それだけのことなので、そこから踏み込んでしまうと、また正副委員長が行って、頭を下げてこなならん。

○ 杉浦 貴委員長

それはもう覚悟していますけど……。

○ 小林博次委員

覚悟と違ってそんなことは……。

○ 杉浦 貴委員長

いやいや、お願いせんとできやんところはお願いに上がりますけれども、今、僕、ちょっと豊田委員と余り似過ぎておるのかもわからんけれども、自治会もNPOもどっちも中身についてやっぱり整理すべきものはきちっと整理をして、できるだけ透明性を持って、それで、どちらも喜んでいただいで活動していただけるような仕組みにしないといけないので、何もお金も出しません、もうやめましようみたいな話ではないので。

○ 笹岡秀太郎委員

今の委員長のくくりで、それでです。福岡市のまちがそれで進めてきたんやから、今のくくりでいいと思いますよ。それ以上深くいかんでも、それぞれが役割を担う部分をしっかり担って行って、市民協働条例でよりよいまちづくりを進めていくための一つの歯車というふういきちんと抑えておけば、もうそれ以上踏み込まんでも、もうここでとめておいてもいいんじゃないかな。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

きょうはもうちょっとこれで、またしり切れトンボみたいになりますけど、終わらせていただこうと思いますけれども、やっぱり自治会とNPOをどうするかということにもう尽きるので、それで、どうやって一緒になってやるかということだけなので、それについてのまた皆さんの、きょうたくさん登録制度についても、それから、活動拠点についても、

それから、委員会の話についても、まだちょっとできていないですけど、いろんな意見を出していただいたので、もう少し前文やら目的の中身をもうちょっと抑えることによってこっち側が見えてくるのかもわかりませんが、そういうことも含めて、次回はまた、5月7日になりますけれども、やりたいと思います。

きょうのまとめを次回はきちっと出した上で、この案の形でもって、これについて何か引っ張り出しながら議論をしたいと思いますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

#### ○ 芳野正英委員

次回やとちょっと忘れそうなので、一言だけ言わせていただくと、豊田委員がおっしゃるのは、市と自治会の事務委託契約の中身に突っ込みたいというお気持ちもわかるし、それは産業生活常任委員会でもやったんですけど、やっぱり小林委員がおっしゃるように、これは条例の中ではそこまで行かずに、僕自身が思っておるのは、個性あるまちづくり事業というのは、あれはNPOだけじゃなくて、ボランティアも社協も自治会も実はあれに手を挙げておったんですよ。僕は、あそこにかわる制度をここの条例に盛り込めばいいので、事務委託まで踏み込んでしまうと、本当にこれは時間のかかる部分ですし、逆に言うと、そのあり方全体にとってくるものなので、この条例ではない部分でまた議論をしたらいいかないかなというふうに僕は思っています。さっきの意見に対する考えで。

#### ○ 杉浦 貴委員長

まだまだ議論が続いておりますが、きょうのところはこれにて終了させていただきます。5月7日、1時半から、連休明けになりますが、よろしくお願いします

11：59閉議